

議 案 第 38 号

松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例を別紙
のように定める。

平成25年12月3日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

消費税率の引上げの影響を勘案し、廃棄物処理手数料に係る消費税及び地方
消費税相当額の加算割合を引き上げるとともに、許可業者が搬入するし尿の処
分に係る手数料の規定を新たに整備するため。

松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する
条例

松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成5年松戸市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第39条中「100分の105」を「100分の108」に改める。

別表中

「

従量制	1 リットル当たり 7.9 円	随時
-----	-----------------	----

」を

「

従量制	1 リットル当たり 7.9 円	随時
許可業者が搬入 する場合	1.8 キロリットルにつき 500 円	

」に

改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の規定は、平成26年4月分以後の廃棄物処理手数料について適用し、同年3月分までの廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。